

福島県の最低賃金について

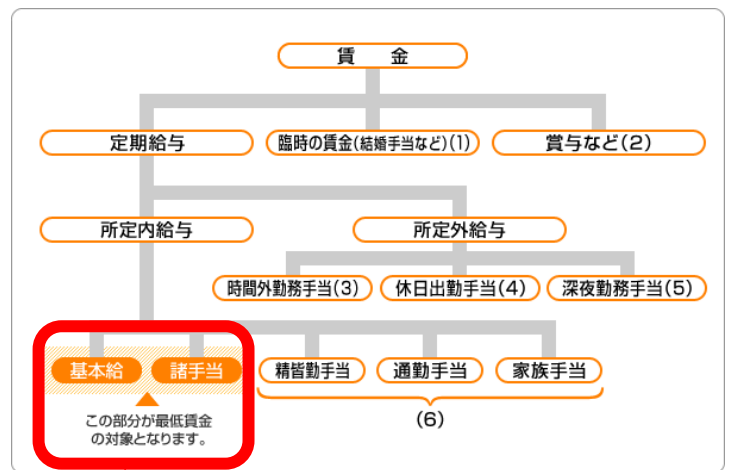
会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人

時間額 955円 令和6年10月5日発効



最低賃金の対象とならない賃金

- (1) 臨時の賃金
- (2) 1ヵ月超ごとの賃金(賞与等)
- (3) 時間外割増賃金
- (4) 休日割増賃金
- (5) 深夜割増賃金
- (6) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
※(6)は限定列挙



最低賃金の対象となる部分

確認事項

- A) 令和6年10月5日勤務分からの適用になります。給与計算期間をまたぐ場合は十分注意してください。
- B) 月給制や出来高・請負の方も対象です。時間額に換算後、最低賃金を上回っていることを確認してください。

<事務所より>

9月より大学教授の方の「労働法」の講義をオンラインで週1回受講しています。改めて法律の趣旨目的から学ぶことは、とても勉強になり、大変ありがたい機会となっております。10月の年金相談日は「3、10、17、24、31日」です。ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願いいたします。



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目4 3番地 ☎ 0247-82-6265
<https://www.eto-srgs.com/> Mail : info@eto-srgs.com